

男女共同参画活動団体登録基準

(目的)

第1条 この基準は、男女共同参画に関する活動を行う団体の情報を市民に提供するとともに、これらの団体の連携を助長し、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、男女共同参画活動団体（以下「対象団体」という。）の登録を行うに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の条件)

第2条 対象団体として登録することができる団体は、次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 男女共同参画の推進を主たる活動の目的とすること
- (2) 市内を主たる活動の拠点とすること

(情報の提供)

第3条 指定管理者は、対象団体に関する情報を札幌エルプラザ公共施設団体情報システムに登録し、ホームページなどを通して市民に提供する。

(登録の承認)

第4条 対象団体として登録しようとする団体は、男女共同参画活動団体登録申込書（様式1）を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項により提出された申込書を審査し、対象団体の登録の承認（以下「登録承認」という。）を決定したときは、対象団体に対し、男女共同参画活動団体登録承認書（様式2）を交付する。

3 指定管理者は、前項の申込書及び承認書の写しを速やかに男女共同参画課に提出する。

4 登録承認の有効期間は、登録承認を行った日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間を経過した対象団体が、第1項に規定する書面を提出し、あらためて登録承認の申込を行うことは妨げない。

(登録の不承認)

第5条 指定管理者は、第2条の規定に該当しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であると認められる場合

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であると認められる場合
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(この候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であると認められる場合
- (4) 営利を目的とした団体であると認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体であると認められる場合
- (6) その他、この基準の目的に照らし、登録承認を与えることが不相当であると認められる場合

(登録承認の取り消し)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録承認を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に該当した場合
- (2) 対象団体がこの基準に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により登録承認を受けた場合
- (4) 対象団体が活動を停止したと認められる場合

(情報の更新)

第7条 対象団体は、登録した団体情報に変更が生じたときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

- 2 指定管理者は、登録した団体情報に変更が生じたことを認めたときは、事前に対象団体に告知した上で、その団体情報を更新する。
- 3 指定管理者は、必要に応じて、対象団体に対し活動の状況等を確認するための資料の提供を求めることができる。

(男女共同参画研究室の使用)

第8条 対象団体は、札幌市男女共同参画センター(以下「センター」という。)に設置する男女共同参画研究室(以下「研究室」という。)について、男女共同参画室及びセンターが行う研究事業や企画支援事業等の主催事業に使用しないときに限り、自らの活動に使用することができる。

- 2 研究室を使用することができる対象団体は、次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。
 - (1) 今後も継続して活動することが見込まれること

- (2) 事業計画書を策定するなど、活動の目的及び内容を明らかにしていること
 - (3) 規約を定め、役員を選任するなど、団体の意思決定の体制を有すること
- 3 研究室を使用しようとする対象団体は、男女共同参画研究室使用団体登録申込書（様式3）、男女共同参画活動団体登録承認書の写し及び前項の規定に該当することを証する書面を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、前項により提出された書面を審査し、研究室の使用の承認（以下「使用承認」という。）を決定したときは、対象団体に対し、男女共同参画研究室使用団体登録承認書（様式4）を交付する。
- 5 指定管理者は、第2項の規定に該当しない場合又はこの基準の目的に照らし、使用承認を与えることが不適當であると認められる場合は、使用承認をしない。
- 6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、使用承認を取り消すことができる。
- (1) 前項の規定に該当した場合
 - (2) 対象団体がこの基準に違反した場合
 - (3) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合
- 7 使用承認の有効期間は、使用承認を行った日から登録承認の有効期間満了日までとする。ただし、有効期間を経過した対象団体が、第3項に規定する書面を提出し、あらためて使用承認の申込を行うことは妨げない。